

を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) その他知事の定める事項

(役員報酬規程等の提出)

第10条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、法第44条第1項の認定の有効期間内の日を含む毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

2 法第55条第2項の規定による書類(法第54条第3項の書類に限る。)の提出は、助成金の支給を行った後、遅滞なく行うものとする。

3 法第55条第2項の規定による書類(法第54条第4項の書類に限る。)の提出は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う前に行うものとする。ただし、災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、海外への送金又は金銭の持出しを行った後、遅滞なく行うものとする。

(役員報酬規程等の公開)

第11条 法第56条の規定による閲覧又は謄写は、知事の指定した場所において行うものとする。

(仮認定の申請)

第12条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) その他知事の定める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第13条 第10条の規定は、法第62条において準用する法第55条の規定による仮認定特定非営利活動法人の書類の提出について準用する。

2 第11条の規定は、法第62条において準用する法第56条の規定による仮認定特定非営利活動法人の閲覧及び謄写について準用する。

(合併の認定の申請)

第14条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(3) 合併しようとする各特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(4) その他知事の定める事項

2 法第63条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

第6条第2項中「前項の申請書に添付する書類」を「法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号のハに規定する書面」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第34条第4項の規定により前項の申請書に添付する社員総会

の議事録の謄本が法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合のものであるときの社員総会の議事録は、第3条第2項各号に掲げる事項を内容とするものとする。

第6条を第7条とする。

第5条の見出し中「閲覧」を「公開」に改め、同条中「第29条第2項及び第44条第3項」を「第30条」に、「閲覧」を「閲覧又は謄写」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第29条第1項」を「第29条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1項を加える。

(定款の変更の届出)

第4条 法第25条第6項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出するものとする。

2 法第25条第6項の規定により前項の届出書に添付する社員総会の議事録の謄本が法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合のものであるときの社員総会の議事録は、前条第2項各号に掲げる事項を内容とするものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

県民協働・NPO課

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第12項」を「第9条の2第12項」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例(昭和34年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第109条第5項」を「第109条第6項」に、「第109条の2第4項」を「第109条の2第5項」に、「第110条第4項」を「第110条第5項」に、「第109条第4項」を「第109条第5項」に改め、同条第6号中「第21条第4項」を「第21条第3項」に改め、同条第7号中「第32条」を「第32条第1項」に改める。

(外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

第3条 外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第140条の7第2項」を「第140条の7第3項」に改める。

(国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の一部改正)

第4条 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例(平成17年長野県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

人事課

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第5号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

33 当分の間、職員が退職し、引き続いて地方独立行政法人長野県立病院機構(以下「機構」という。)の職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となつた場合(第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて機構の職員となつた場合を除く。)において、機構の退職手当(これに相当する手当を含む。)に関する規程において、職員が退職手当を支給されないで引き続いて機構の職員となつた場合に、職員としての勤続期間を機構の職員としての勤続期間に通算することと規定されており、かつ、職員がその規定の適用を受けるときは、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

人事課

日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例を廃止する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第6号

日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例を廃止する条例

日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例(昭和27年長野県条例第42号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

人事課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第7号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県公共投資臨時基金の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

財政課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第8号

長野県県税条例の一部を改正する条例

第1条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「第53条第35項」を「第53条第34項」に、「同条第36項又は第39項」を「同条第35項又は第38項」に、「第34項、第36項及び第39項」を「第33項、第35項及び第38項」に改め、同条第4項中「第29項まで、第34項、第40項及び第41項」を「第28項まで、第33項、第39項及び第40項」に改め、同条第5項中「第53条第41項」を「第53条第40項」に、「第53条第30項から第34項まで及び第42項」を「第53条第29項から第33項まで及び第41項」に改める。

第35条第1項中「第21条の7」を「第21条の6」に改める。

第38条の3第3項中「第72条の49の8から第72条の49の10」を「第72条の49の12から第72条の49の14」に改める。

第38条の4中「第72条の2第9項第1号」を「第72条の2第10項第1号」に、「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める。

第39条の3第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に改め、同条第2項中「第72条の49の8第6項」を「第72条の49の12第6項」に改める。

第41条の4中「1,504円」を「860円」に改める。

附則第3条第4項及び附則第3条の2第4項中「附則第11条の2第1項」を「附則第11条の2の3第1項」に改める。

附則第4条の4第1項第2号ウ中「並びに租税特別措置法第10条」を「、租税特別措置法第10条」に、「及び第10条の2の2から第10条の7まで」を「、第10条の2の2から第10条の6まで及び第10条の7(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2及び第10条の3」に改める。

附則第4条の4の3の見出し中「適用期間」を「適用期間等」

に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は同法第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第4条の4第1項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成25年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第41条第1項」と、前条第1項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」とする。

附則第4条の5中「附則第6条の2第1項」を「附則第6条第1項」に、「附則第11条の2第1項」を「附則第11条の2の3第1項」に改める。

附則第6条を削る。

附則第6条の2第2項中「附則第6条の2第1項」を「附則第6条第1項」に改め、同条を附則第6条とする。

附則第11条の2の3及び附則第11条の2の4を削り、附則第11条の2の2を附則第11条の2の4とし、附則第11条の2第4項中「附則第11条の2第1項」を「附則第11条の2の3第1項」に改め、同条を附則第11条の2の3とし、附則第11条の次に次の2条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第11条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（法附則第42条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第

6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第4条の4第1項第2号イ中「第31条の3」とあるのは「第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第9条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第10条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第10条の2第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、前条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第4条の4又は附則第9条から前条までの規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第23条の2の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第11条の2の2 附則第3条第1項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者（平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から平成25年12月31日までの間に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、施行規則附則第22条の2第1項に規定するところにより市町村長の承認を受けたとき（震災特例法第12条の2第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から平成25年12月31日までの期間を取得期間とみなして、附則第3条の規定を適用する。

2 附則第10条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、法附則第34条の2第2項に規定する期間（その末日が平成23年12月31日であるものに限る。）内に附則第10条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令附則第27条の3第2項に規定する場合において、平成25年12月31日までの間に当該譲渡の全部又は一部が附則第10条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のため

の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第22条の2第2項に規定するところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から平成25年12月31日までの期間を法附則第34条の2第2項に規定する期間とみなして、附則第10条の規定を適用する。

附則第11条の3の次に次の1条を加える。

(個人の均等割の税率の特例)

第11条の4 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第22条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附則第17条中「716円」を「411円」に改める。

附則第17条の5の3中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「震災特例法」に改める。

第2条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第4条の4第1項第2号ウ中「第10条の6」を「第10条の5」に、「第10条の7」を「第10条の6」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中長野県県税条例第35条第1項の改正規定 平成24年4月1日

(2) 第1条中長野県県税条例第38条の3第3項の改正規定、第38条の4の改正規定(「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める部分に限る。)、第39条の3の改正規定、同条例附則第4条の5の改正規定(「附則第6条の2第1項」を「附則第6条第1項」に改める部分に限る。)、同条例附則第6条を削る改正規定及び同条例附則第6条の2を改め、同条を附則第6条とする改正規定並びに附則第3項の規定及び附則第5項の規定(長野県県税条例等の一部を改正する条例(平成20年長野県条例第31号)附則第9項の改正規定に限る。) 平成25年1月1日

(3) 第1条中長野県県税条例第41条の4及び附則第17条の改正規定並びに第2条の規定並びに附則第4項の規定 平成25年4月1日

(4) 前3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
(県民税に関する規定の適用)

2 第1条の規定による改正後の長野県県税条例附則第4条の4及び第4条の4の3の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(第1条の規定による改正前の長野県県税条例(以下「旧条例」という。)第26条の2に規定する退職手当等をいう。)に係る旧条例附則第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する規定の適用)

4 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

(長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 長野県県税条例等の一部を改正する条例(平成20年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「新条例附則第6条の2第1項」を「長野県県税条例附則第6条第1項」に改める。

附則第11項中「新条例附則第11条の2の2第2項」を「長野県

県税条例附則第11条の2の4第2項」に、「新条例附則第11条の2第1項前段」を「同条例附則第11条の2の3第1項前段」に改める。

税 務 課

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第9号

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例(平成18年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

第4条第1項の表中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に、「平成24年度分」を「平成25年度分」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

税 務 課

長野県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第10号

長野県公告式条例の一部を改正する条例

長野県公告式条例(昭和25年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「記入して」を「記載して」に改め、同条第2項中「は県報」を「は、県報」に、「これを行う」を「行う」に改め、同項ただし書中「但し天災事変等に因り」を「ただし、天災その他やむを得ない事情により」に、「県庁前」を「、県庁前」に、「及び公衆の見易い」を「その他の公衆の見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

第4条第1項中「規則を除く外、」を削り、「規程」を「規程(規則を除く。)」に、「公布若しくは、公表の旨の前文、」を「公表の」に、「記入して知事印をおさなければ」を「記載しなければ」に改める。

第5条第1項中「規程は議会の会議規則、傍聴人、取締役規則その他県の機関」を「規定は、知事及び教育委員会を除く県の機関(次項において「県の機関」という。)」に改め、同項ただし書中「但し第2条」を「この場合において、同条第1項」に、「は「当該機関又は当該」を「のは、「知事及び教育委員会を除く県の」に改め、同条第2項中「第4条」を「前条」に、「規程」を「規程(当該機関の定める規則を除く。)」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「この場合において、」に、「、「知事名」とあるは、「当該機関名又は当該」を「「知事名」とあるのは、「知事及

び教育委員会を除く県の」に改め、「[知事印]とあるは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」を削る。

第6条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

情報公開・私学課

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第11号

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県証明事務手数料徴収条例(昭和32年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表の5中

「(5) 教育職員免許状授与証明手数料	400円」
を	
「(5) 屋外広告業登録証明手数料	400円
(6) 教育職員免許状授与証明手数料	400円」

に改め、同表の6中

「(1) 恩給支給証明手数料	400円」
を	
「(1) 登録免許税非課税不動産証明手数料	400円
(2) 宗教法人認証証明手数料	400円
(3) 宗教法人認証規則証明手数料	400円
(4) 宗教法人承継証明手数料	400円
(5) 行政書士試験合格証明手数料	400円
(6) 恩給支給証明手数料	400円
(7) 保育士試験合格証明手数料	400円
(8) 技能検定合格証明手数料	400円
(9) 経営規模等評価結果又は総合評定値の通知内容に 関する証明手数料	400円
(10) 道路幅員証明手数料	400円
(11) 宅地建物取引主任者資格試験合格証明手数料	400円」

に、「(2)」を「(12)」に、

「(3) 遺失届出証明手数料	400円
(4) 盗難等被害届出証明手数料	400円」

を

「(13) 建築確認申請台帳記載事項証明手数料	400円
(14) 屋外広告物講習会修了証明手数料	400円
(15) 遺失届出証明手数料	400円
(16) 身体拘束証明手数料	400円
(17) 行方不明者届出証明手数料	400円
(18) 盗難等被害届出証明手数料	400円
(19) 犯罪経歴証明手数料	400円」

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

情報公開・私学課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第12号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「松本市、千曲市、東御市、安曇野市、」を削り、同表の1の3の項を削り、同表の7の2の項中「駒ヶ根市」の次に「、塩尻市」を、「飯島町」の次に「、松川町」を加え、同表の9の項中「市町村」を「町村」に改め、同表の15の項を

次のように改める。

15 削除	
-------	--

別表の15の2の項を削り、同表の16の項及び17の項を次のように改める。

16 削除	
17 削除	

別表の20の項中

「	(2) 法第22条第1項の規定による業務上取扱者の氏名等の届出の受理	」
	(3) 法第22条第2項の規定による業務上取扱者の氏名等の届出の受理	
	(4) 法第22条第3項の規定による事業の廃止等の届出の受理	
	(5) 法第22条第4項において準用する法第7条、第15条の3、第17条及び第19条の規定による毒物劇物取扱責任者の設置の届出の受理等	
	(6) 法第22条第5項において準用する法第17条第2項の規定による立入検査等	
	(7) 法第22条第6項の規定による必要な措置の命令	
	(8) 政令第11条第1号の規定によるモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用上の指定	」

を

「	(2) 政令第11条第1号の規定によるモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用上の指定	」
---	---	---

に、「(9)」を「(3)」に、「(10)」を「(4)」に、「(11)」を「(5)」に改め、同表の26の項中「(1)及び」を「(1)、(2)のうちケからセまで及びソ(ケからセまでに掲げる事務に係るものに限る。)並びに」に改め、同表の28の2の項を削り、同表の30の2の項中

「	(1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可	」
	(2) 第3条第4項の規定による通知	
	(3) 第3条第5項(第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加((1)及び(11)の許可に係るものに限る。)	
	(4) 第3条第6項の規定による条件の付加及び報告の受理	
	(5) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告	
	(6) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し	
	(7) 第4条第1項の規定による農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するための2ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。(10)において同じ。)	」

を

「 (1) 第4条第1項の規定による農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するための2ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。(4)において同じ。) 」

に、「(8)」を「(2)」に、「(7)及び(11)」を「(1)及び(5)」に、「(10)及び(12)」を「(4)及び(7)」に、「(20)から(23)」を「(15)から(18)」に、「(9)」を「(3)」に、「(7)の」を「(1)の」に、「(10) 第4条第5項」を「(4) 第4条第5項」に、「(11) 第5条第1項」を「(5) 第5条第1項」に、「(12)に」を「(7)に」に、

「 (12) 第5条第4項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の協議 」

を

「 (6) 第5条第3項において準用する第3条第5項の規定による条件の付加（(5)の許可に係るものに限る。）
(7) 第5条第4項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の協議 」

に、「(13) 第18条第1項」を「(8) 第18条第1項」に、「(14)」を「(9)」に、「(15)」を「(10)」に、「(13)」を「((8)」に、「(16)」を「(11)」に、「(7)、(11)及び(13)」を「(5)及び(8)」に、「(6)の許可の取消し、(20)」を「(15)」に、「(22)の」を「(17)の」に、「(23)の」を「(18)の」に、「(17)及び(18)」を「(12)及び(13)」に、「(17) 第49条第3項」を「(12) 第49条第3項」に、「(18) 第49条第5項」を「(13) 第49条第5項」に、「(19)」を「(14)」に、「(18)まで及び(20)から(23)までの」を「(13)まで及び(15)から(18)までに掲げる」に、「(20) 第51条第1項」を「(15) 第51条第1項」に、「(21)」を「(16)」に、「(22) 第51条第3項」を「(17) 第51条第3項」に、「(23) 第51条第4項」を「(18) 第51条第4項」に改め、同表中

<p>33 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第53条第1項の規定による建築の許可</p> <p>(2) 第53条第2項において準用する第42条第2項の規定による協議</p> <p>(3) 第65条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>(4) 第65条第2項の規定による施行者の意見の聴取</p> <p>(5) 第65条第3項において準用する第42条第2項の規定による協議</p> <p>(6) 第79条の規定による許可等の条件の設定（(1)及び(3)の許可に係るものに限る。(7)から(11)までにおいて同じ。）</p> <p>(7) 第80条第1項の規定による報告の徴収等</p> <p>(8) 第81条第1項の規定による監督処分</p> <p>(9) 第81条第2項の規定による代執行及び公告</p> <p>(10) 第81条第3項の規定による公示</p> <p>(11) 第82条第1項の規定による立入検査</p>	市町村
<p>34 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にまたがって施行される土地区画整理事業に係るものを除く。）</p> <p>(1) 第76条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>(2) 第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取</p> <p>(3) 第76条第3項の規定による許可条件の設定</p> <p>(4) 第76条第4項の規定による原状回復等の命令</p> <p>(5) 第76条第5項の規定による代執行及び公告</p>	市町村
<p>35 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第12条の規定による路外駐車場の設置又は変更の届出の受理</p> <p>(2) 第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理</p> <p>(3) 第13条第4項の規定による管理規程の変更の届出の受理</p> <p>(4) 第14条の規定による休止等の届出の受理</p> <p>(5) 第18条第1項の規定による報告等の徴収又は立入検査</p> <p>(6) 第19条の規定による是正命令等</p>	市町村

を

<p>33 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第53条第1項の規定による建築の許可</p> <p>(2) 第53条第2項において準用する第52条の2第2項の規定による協議</p> <p>(3) 第65条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>(4) 第65条第2項の規定による施行者の意見の聴取</p> <p>(5) 第65条第3項において準用する第52条の2第2項の規定による協議</p> <p>(6) 第79条の規定による許可等の条件の設定（(1)及び(3)の許可に係るものに限る。(7)から(11)までにおいて同じ。）</p> <p>(7) 第80条第1項の規定による報告の徴収等</p> <p>(8) 第81条第1項の規定による監督処分</p> <p>(9) 第81条第2項の規定による代執行及び公告</p> <p>(10) 第81条第3項の規定による公示</p> <p>(11) 第82条第1項の規定による立入検査</p>	町村
<p>34 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にまたがって施行される土地区画整理事業に係るものを除く。）</p> <p>(1) 第76条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>(2) 第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取</p> <p>(3) 第76条第3項の規定による許可条件の設定</p> <p>(4) 第76条第4項の規定による原状回復等の命令</p> <p>(5) 第76条第5項の規定による代執行及び公告</p>	町村
<p>35 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第12条の規定による路外駐車場の設置又は変更の届出の受理</p> <p>(2) 第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理</p> <p>(3) 第13条第4項の規定による管理規程の変更の届出の受理</p> <p>(4) 第14条の規定による休止等の届出の受理</p> <p>(5) 第18条第1項の規定による報告等の徴収又は立入検査</p> <p>(6) 第19条の規定による是正命令等</p>	町村
<p>35の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第12条第1項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理</p> <p>(2) 第12条第2項の規定による特定路外駐車場の変更の届出の受理</p> <p>(3) 第12条第3項の規定による是正命令</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による報告の徴収、立入検査又は質問</p>	町村

附 則
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

行政改革課地方分権推進室

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成24年 3月22日
長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第13号
長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年長野県条例第14号）の一部を次のように改正する。
第2条中「1万分の5」を「1万分の9」に改める。

附 則
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

健康福祉政策課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成24年 3月22日
長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第14号
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例
長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表第1の6の項中

に改め、同表の38の項及び40の項中 「市町村」 を
「町村」 に改める。

(10) 法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）	〃	33,000円	
(11) 法第115条の35第2項の規定による調査の実施	ア 法第115条の35第1項の指定居宅サービス事業者（短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）、指定地域密着型サービス事業者（地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係るものを除く。）、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者（介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の提供する介護サービスに係る調査	〃	24,200円
	イ 法第115条の35第1項の指定居宅サービス事業者のうち短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護に係るもの、指定地域密着型サービス事業者のうち地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係るもの、指定介護予防サービス事業者のうち介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護に係るもの又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者の提供する介護サービスに係る調査	〃	26,700円
(12) 法第115条の35第3項の規定による公表	〃	10,300円	

を

(10) 法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）	〃	33,000円
---	---	---------

に改め、同項の備考を削り、同項の次に次のように加える。

6の2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分	単 位	金 額
(1) 法附則第4条第1項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付	1件	1,700円
(2) 法附則第4条第1項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の書換え交付又は再交付	〃	800円

別表第2中

介護保険法第115条の35第2項の規定による調査の実施	介護保険法第115条の36第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(11)に掲げる額
介護保険法第115条の35第3項の規定による公表	介護保険法第115条の42第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(12)に掲げる額
職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定による技能検定試験の実施	長野県職業能力開発協会	別表第1の7の(4)に掲げる額

を

職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定による技能検定試験の実施	長野県職業能力開発協会	別表第1の7の(4)に掲げる額
-----------------------------------	-------------	-----------------

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用除外）

2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条に規定する第三号研修の課程を修了した者（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第1項の規定により当該課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の知事の認定を受けた者を含む。）に対する社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第1項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例の規定による手数料（別表第1の6の2の項に規定するものに限る。）は、徴収しない。

健康長寿課介護支援室